

# 検閲を掻い潜る漱石

——「それから」「門」を中心に——

山 下 瑞 葵

## はじめに

「有夫の婦人が、其の夫にあらざる男と通ずること」である「姦通」が書かれた作品に対して、近代日本の検閲は厳しかった。夏目漱石は姦通へのベクトルが書かれた作品や姦通をほめかす作品をいくつも書いていたが、一度も発売頒布禁止処分になつていない。

当時の検閲は検閲官の裁量で行われた曖昧なものであったが、漱石の場合は一度ではないので偶然ではなく意図的に検閲を避けることに成功したと思われる。漱石の作品はなぜ検閲に引つかからなかったのか、姦通という題材をどのように扱ったのか考察していく。

姦通へのベクトルが書かれた漱石作品の中でも、先行研究で姦通罪改悪との関わりが示唆されている「三四郎」<sup>二</sup>、「それから」<sup>三</sup>、「門」<sup>四</sup>の三部作に注目する。「三四郎」から「それから」の間には検閲の厳格化があったことから、本稿では「それから」「門」を中心に論じる。そのため、まずは一九〇九年当時の検閲の状況、実際に発売頒布禁止処分とされた作品について確認する。

夏目漱石が「それから」執筆直前の「新聞紙法」公布をどう受け

止めていたのか、それがどう「それから」に影響したのかを分析する。さらに漱石の「それから」と「行人」<sup>五</sup>、発売頒布禁止処分となつた小栗風葉の「姉の妹」<sup>六</sup>を比較検討することによって、漱石がどのように検閲を避けながら姦通という題材を書いたのか考えていく。

「門」は具体的な過去の設定が明かされていないが、「それから」の続編と捉えると姦通の末に結ばれた男女を書いた作品となる。単行本「門」が発売頒布禁止にならなかった理由については先行研究があるが、本稿では初出の「門」について他の新聞記事との関わりから考察する。

## 一 当時の検閲について

日本近代文学に関わる法律としては、新聞を取り締まる「新聞紙条例」、それを引き継ぐ「新聞紙法」、出版物を取り締まる「出版法」がある。法律における「新聞紙」は広義の意味を持ち、一般に言う新聞の他に雑誌の一部を含んでいた。時事に関する事項を掲載する

雑誌は「新聞紙法」、それ以外の学術や技芸、統計、広告などに関する雑誌は「出版法」によつて規制された<sup>七</sup>。本稿で中心に扱う「新聞紙法」の中で、処分の対象について言及している部分を『法令全書』から以下に引用する。

第二十三条 内務大臣ハ新聞紙掲載ノ事項ニシテ安寧秩序ヲ害シ又ハ風俗ヲ害スルモノト認ムルトキハ其ノ発売及頒布ヲ禁止シ必要ノ場合ニ於テハ之ヲ差押フルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ内務大臣ハ同一主旨ノ事項ノ掲載ヲ差止ムルコトヲ得<sup>八</sup>

「新聞紙法」も「出版法」も、取締り対象は安寧秩序を妨害するものもしくは風俗を壊乱するものだった。それらに該当すると検閲官に判断されれば、発売頒布禁止や差し押さえといった行政処分や禁錮、罰金といった司法処分を下された<sup>九</sup>。露骨な性描写は風俗壊乱として取締り対象となつたが、それとは別に姦通も風俗壊乱として扱われた。紅野謙介<sup>一〇</sup>は「風俗壊乱」もその「意義混沌」たるところがあるが、「記事若は描写されたる事項が人の性欲を挑発し卑猥の感を起さしめ以て国民の道義的良心感覚を害する」場合は「猥褻事項」とされ、叙述に「淫猥なる言句」がなくとも、「嫌悪の情不快の念」を抱かせ、「道義的良心の損壞」をもたらず「乱倫事項」はそれだけで取締対象とされる<sup>一一</sup>と説明している。姦通は「乱倫事項」に当たると、姦通を書けば必ず取り締まられるということではない。夫のある妻の姦通描写は風俗壊乱になるが、妻のある夫の姦通描写は黙認された<sup>一二</sup>。人妻の姦通は検閲用語で「有夫姦」と呼ばれ、夕

ブー視された<sup>一三</sup>。これは「姦通罪」の男女差がそのまま反映されている。明治から戦前にかけて規定されていた「姦通罪」により、夫以外の男性と性交した妻は処罰（二年以下の懲役）された。一方、夫には姦通罪の適用はなかった。相手が未婚の女性であれば妾を何人囲つても法的に処罰されることはなく、既婚女性と性交した場合にのみ「姦淫罪」で罰せられた<sup>一四</sup>。一八八〇年七月十七日に公布された旧刑法（明治十三年太政官布告第三十六号）では第三五三条に規定され、一九〇七年四月二十四日に公布された旧刑法（明治四十年法律第四十五号）の一八三条に引き継がれた。当初の姦通罪と改正後の姦通罪の条文を『法令全書』から以下に引用する。

第三百五十三條 有夫ノ婦姦通シタル者ハ六月以上二年以下ノ重禁錮ニ処ス其相姦スル者亦同シ

此條ノ罪ハ本夫ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス但本夫先ニ姦通ヲ縦容シタル者ハ告訴ノ效ナシ<sup>一四</sup>

第百八十三條 有夫ノ婦姦通シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ処ス其相姦シタル者亦同シ

前項ノ罪ハ本夫ノ告訴ヲ待テ之ヲ論ス但本夫姦通ヲ縦容シタルトキハ告訴ノ效ナシ<sup>一五</sup>

この変更によつて姦通罪を犯した者への処罰は労働義務の無い禁錮から労働義務の有る懲役となり、罪が重くなっている。

では、具体的にどのような姦通小説が取り締まられたのか。城市郎による『定本 発禁本 書物とその周辺』と『発禁本・秘本・珍

本——城市郎コレクション』で紹介されている、姦通が主な理由で取り締まられた作品は例えば以下のようなものである。まず、具体的な描写がなく「乱倫事項」のみで取り締まられたと考えられるのが、フローベル著中村星湖訳『ボヴリイ夫人』<sup>二六</sup>であり、一九一六年に起訴された。問題となった場面について城市郎<sup>二七</sup>は「女主人公が男と馬車に乗り、当世風というと、カー・セックスを行うシーンがある。といつても、具体的に『露骨な』描写は一行もない。馭者がへとへとなるまで、馬車を走らせたという間接的な描写である」と説明している。女主人公はエマ、男はエマの不倫相手のレオンであり、これは姦通をほのめかす場面である。紅野謙介が言うように「叙述に『淫猥なる言句』がなくとも、『嫌悪の情不快の念』を抱かせ、『道義的良心の損壊』をもたらす『乱倫事項』はそれだけで取締対象とされ」たのである。

ほのめかすような「描写」だけでなく、端的に「事実」として書いた場合も取り締まられた。矢澤孝子の歌集『かへで』<sup>二八</sup>が温和な作風だったにも関わらず一九一〇年に発売頒布禁止処分とされたのは、人妻の恋を歌ったものが収録されていたことが原因と考えられる。以下にその歌を引用する。

枕かみ落ちたる櫛をとり上げてさゝるゝままにさゝけるかな  
な疎みそな恋ひそ吾は人の妻さびしがらせぬほどに訪ひま  
せ九

この歌で「吾は人の妻」と書いた事が問題視されたと思われる。また、姦通の事実が書かれているかどうかという基準以外に、姦

通した女をどう扱うかという視点もあつたようだ。一九二五年に『男犯』<sup>二九</sup>が発売頒布禁止となつた武野藤介は検閲当局に抗議し次のような回答を得た。

「姦通した本人を作者は殺してゐない」それが検閲当局の発売禁止の理由であつた。……姦通した本人を作者が殺してゐないというのは事実である。だからこそ発売禁止にしたと云ふのであるがその事実が社会に現存してゐるのは、一体、どうして禁止（？）したらいのか<sup>三〇</sup>

検閲は検閲官の裁量によつて行われたので明確な基準は無いが、「姦通した女を殺しているか」という基準で姦通小説を発売頒布禁止にするかどうかを決めた検閲官もいたという例である。

その他、姦通という違法行為をその作品が否定しているか肯定しているかも問題とされた。一九二六年、藤森成吉の戯曲「犠牲」<sup>三一</sup>が「姦夫に擬せられしものを賞賛したのは我国の良風美俗を紊る」という理由で、それを掲載した『改造』一九二六年七月号が発売頒布禁止にされた。全五幕で、情死行におもむいた後半の三・五幕が問題となつた<sup>三二</sup>。「姦夫に擬せられしもの」とは、この作品が有島武郎の心中事件をモデルにしているという意味である。これは一九二三年に作家の有島武郎がジャーナリストであつた波多野秋子の夫に姦通罪で訴えると脅迫されて秋子と心中自殺したという事件である<sup>三四</sup>。「犠牲」が取り締まられたことは当時話題となり、「発売禁止防止期成同盟」の結成にも繋がつた<sup>三五</sup>。また、一九二〇年に姦通を扱つた中編「極みなき破局」<sup>三六</sup>を発売頒布禁止とされた細田民樹は、

その理由について「今のいわゆるベッド・シーンとか、愛欲もようではなくて、姦通に対する主人公の思想がいけない……（姦通を）肯定も否定もしていないところが、官憲のきいにふれた<sup>二七</sup>」と自ら分析している。

また、城市郎は「姉の妹」にも触れている。「姉の妹」は小栗風葉の作で、一九〇九年六月に『中央公論』に発表され、発売頒布禁止となった。これは一九〇九年五月六日に「新聞紙法」が公布された直後のことである。「姉の妹」のあらすじは、巡査の夫に先立たれた姉の所に薄給の税関吏の女房の妹が訪れ、姉が手助けのつもりで妹に売色をさせ、当初は冷や汗を流していた妹が姉に言いくるめられてその道に入り込んでいくというものである。有夫姦を題材としているが、売色の具体的な描写は無い。

この作品が発売頒布禁止となった理由は『官報』に掲載されている。以下に引用する。

明治四十二年六月一日発行中央公論第二十四年第六号ハ風俗ヲ害スルモノト認ムルヲ以テ新聞紙法第二十三条ニ依リ六月一日其発売及頒布ヲ禁止シ之ヲ差押且姉ノ妹ト題スル記事ト同一主旨事項ノ掲載ヲ差止ム<sup>二八</sup>

『中央公論』は雑誌であるが、前述したように法律上の「新聞紙」は広義の意味を持つているので、時事に関する事項を掲載した雑誌である『中央公論』は「新聞紙法」が適用された。

松本和也<sup>二九</sup>は、この処分を受けて次号の『中央公論』の附録に「姉の妹」の発売禁止に対する諸名家の意見」が掲載されたことを指摘

している。この特集に寄せられた三十一人の言説の内、戸川秋骨以外は「姉の妹」の発売頒布禁止処分は不当であるという意見であった。作品の素材自体の態度や作品の出来が発売頒布禁止には値しないという論が多かった。この言説の内、永井荷風<sup>三〇</sup>のものを以下に引用する。

日本の小説発売禁止については、自分は文学者としては別に何等の感想をも有して居ない。何故なれば当局者は吾々の発表する小説を、文学、芸術として観て居るのでない。凡て活字を以て印刷された出版物として取扱つて居るのであるから。当局者は其発売を禁止したいと思ふものは春本でも小説でも講談筆記でも、何でも構はない、随意に発売を禁止する。如何なる条件如何なる方針如何なる主意に基いて禁止すると云う事も今まで明白に発表された事はないから、吾々は知る事が出来ない。又知る必要もない。つまり、小説を発表するものと此れを禁止する当局者とは各自異つた世界に立つて居る人であるから、自分は文学者としては更に言ふべき議論がないのは当然であらうと思ふ。

当時の検閲の不透明さが窺える。明確な検閲基準というものはない。かたが、あつたとしても作家が知る事は不可能であつた。その事については、一九一六年に谷崎潤一郎も「発売禁止に就きて<sup>三一</sup>」という記事の中で不満を述べており、状況の改善は見られなかつたやうだ。

然るに今の当局者は、何故に、何処が悪いと云う事を摘示しないで禁止を喰はせる場合が多い。これでは当局者に誠意の認むべきものがなく、唯折々の気紛れで官権を濫用するやうに誤解されても仕方があるまい。私は彼等がいかに気紛れであるかと云う事実を証するに足る滑稽な逸話を沢山にき、込んで居る。それから、彼等がほんたうに社会公衆の秩序良俗を標準にして取り締まるのなら、形式よりも實際を考へて貰ひたい。此の点に於いても綿密周到なる注意と親切とが缺けて居るやうに思ふ。

検閲官は気紛れで発売頒布禁止処分を行っている、かなり批判的である。また、同業者としてどのような作品が発売頒布禁止となつたか、その処分がどれだけ不当であつたかを「逸話」として作家たちも知っていたようである。同時代の発売頒布禁止作品は、作家に検閲へ意識を向けさせ、自分の作品が検閲に引つかからないかという危惧も生んでいたと思われる。

「新聞紙法」が公布された年に風俗壊乱で発売頒布禁止にされた他の作品として、一九〇九年九月に発行された永井荷風の『歓楽』<sup>三</sup>が挙げられる。この作品について、城市郎<sup>三</sup>は「一青年と他人の妾との恋愛を描いた表題作の短編が、忌諱にふれたのですが、何一つ「露骨」な描写があるわけではなく、人妻ではない妾が旦那以外の男と通じることには「有夫姦」には該当しないじゃないか、と冗談口の一つでも叩きたくなるような「穩健な」内容です」と述べている。実際は表題作の『歓楽』だけでなく「監獄署の裏」という作品と合わせて問題とされたようだが<sup>三四</sup>、読者の数の違いから「新聞紙法」

よりも寛容であるとされる「出版法」でも、こうした処分が行われたのである。

このような状況の中で、漱石は姦通と関わるような作品を書いていたのである。次章からは、漱石の作品と検閲との関わりを考察していく。まず、妻が夫以外の男と恋愛関係に陥ることがはつきり書かれている「それから」に注目する。

## 二 姦通罪改悪と検閲の厳格化

「それから」のあらすじは以下の通りである。代助は実業界で活躍する父・長兄からの経済的扶助を受けて、学生時代から裕福な生活を送り、卒業後も一戸を構えるが就職せず、実家からもらう金で、社会と距離を置く自由気ままな生活を続けていた。一方、親友である平岡は卒業後、銀行に就職し、一年後に代助と平岡との共通の友人である菅沼の妹である三千代と（三千代を愛する代助が斡旋して）結婚する。生まれた子はまもなく死亡し、三千代も心臓を悪くする。

三年後、平岡は、部下の公金の使い込みが原因で辞職させられ、放蕩し、東京に戻ってきて、代助と再会し、就職斡旋を依頼する。平岡は新聞社に就職する。代助は、三千代に会う機会を重ねて、自分が三千代を愛していることにあらためて気づく。代助は、三千代に愛を告白し、佐川の娘との縁談を父に断る。代助は、平岡に三千代を譲ってくれるように言う。平岡は、三千代の病気が治るまでは譲ることはできないと告げる。そして、三千代・代助の関係を代助の父に手紙で知らせる。代助は、父からは、もう生涯会わない、どこへ行って、何をしようと当人の勝手だ、その代り、以来子としても

取り扱わない、親とも思ってくれるなど告げられ、兄からももう会わないと言われ、職業をさがして来ると言って、町に飛び出す。

姦通があつたかどうかは分らないが、妻が夫以外の男と恋愛關係に陥る物語であり、検閲に引つかかる懸念があつたはずである。この作品はなぜ発売頒布禁止にならなかつたのだろうか。

まず、漱石が「三四郎」、「それから」、「門」の三部作を書いた動機について、千種キムラ・ステイブソン<sup>三五</sup>は次のように述べている。

漱石が三部作を執筆した直接の動機は、先行文学の影響よりは、むしろ日本における姦通罪の改悪にあつたのではないかと思わせる状況もある。

明治十三年七月に公布され、明治十五年一月施行の刑法で定められた姦通罪は、明治四十年四月になると、新たに重禁固から懲役刑へと改悪され、翌四十一年十月から施行になつた。『三四郎』が朝日新聞に連載されたのは、同じく四十一年九月一日から十二月二十九日だが、すでに『三四郎』には『それから』と『門』の伏線が張られているので、二作の大体の構想も改悪された姦通罪が施行された前後にできていたといえる。そして『それから』には、姦通罪の改悪に触発されて作品が書かれたことを示す情報もある。

その一つは、テクストの冒頭で代助が読む新聞に出てくる「男が女を斬つてゐる絵」である。この絵は竹盛天雄論文で指摘されているように、「姦通罪が施行されている旧民法下の制度を反映した、報道記事か『続き物』かは別として姦婦を斬る図」である。しかしその新聞には、現実には、明治四十二年四月に起き

た東京高等商業学校のストライキも報道されているとあり、やはり同年四月に発覚した「日糖事件」(八)も出てくる。こうした明確な時間の設定は、絵も時事ニュース的にみるべきことを示唆しており、そうした見方をすれば、浮かび上がるのは、姦通罪が改悪されたばかりだという社会的状況であり、その批判である。

三部作を執筆する動機の一つに姦通罪の改悪があつたと思われる事が指摘されている。姦通罪が改悪されたということは国家の姦通に対する目が厳しくなつたということであり、そんな時に新聞小説で姦通を題材とすることは危険ではなかつたのだろうか。漱石が「それから」を新聞小説として書けた事について、大岡昇平<sup>三六</sup>は次のように述べている。

もつとも姦通の場面は、二十世紀に入って、『チャタレー夫人の恋人』までは、どの国でも暗示的にしか描かれなかつたのです。日本の検閲は特に厳しく、その作品も少なかつた。『それから』以前で管見に入つたのは、一葉の『われから』(明治二十九年)、小杉天外『はやり雨』(明治三十五年)、島崎藤村『旧夫人』(同)ぐらいなものです。(略)

こういう状況の中で、漱石が姦通文学を新聞小説として書いたのは、検閲が少し寛大になりつつあつたのではないかと思われます。

この大岡の指摘に対して千種は疑義を挟んでいる。実は、漱石が

「それから」を書く直前に検閲は厳格化したのである。そのことについて漱石本人が言及している記事もある。一九〇九年十一月二十五日に新設され、漱石が主宰した『東京朝日新聞』「芸芸欄」最初の記事の『煤煙』の序<sup>三七</sup>である。

「煤煙」が朝日新聞に出て有名になつてから後間もなくの話であるが、著者は夫を単行本として再び世間に公けにする計画をした。書肆も無論賛成で既に印刷に回して活字に組み込もうと迄した位である。所が其頃内閣が變つて、著書の検閲が急に八釜敷くなつたので、書肆は万一を慮つて、直接に警保局長の意見を確めに行つた。すると警保局長は全然出版に反対の意を仄めかした。もし押切つて発売に至る迄の手續をしやうものなら、必ず発売禁止になるものと解釈して、書肆は引下つた。

この記事の内閣の交替と検閲の厳格化について、小森陽一<sup>三八</sup>は次のように解説している。

この時期に内閣が變つたのは、明治四十一（一九〇八）年七月の、第一次西園寺内閣から第二次桂内閣への交替であり、『煤煙』連載以前のことである。ただし、桂内閣になつてのち、従来の「新聞紙条例」にかわる「新聞紙法」が公布（明治四十二年五月）されるなど、言論に対する取締りが厳しくなつた。

「煤煙<sup>三九</sup>」は森田草平の小説で、妻子がありながら平塚明子との心中未遂事件を起こした実体験を元に書かれた。『朝日新聞』への発

表については、漱石が仲介した。「煤煙」の連載は一九〇九年一月一日から五月十六日までであり、「新聞紙法」の公布は一九〇九年五月六日である。「煤煙」の単行本の発売と関わるのは「出版法」であり、こちらは一九〇三年に公布されたものから変更はなかつたようだが、「著書の検閲が急に八釜敷くなつた」とあることから、「新聞紙法」の公布と合わせて検閲全体が厳しくなつたと考えられる。この変更については、宇野慎三が『出版物法論<sup>四〇</sup>』の中で解説しているので、以下に要約する。「出版法」では発売頒布禁止とされる対象について「安寧秩序の紊乱」「風俗壊乱」といった曖昧な表現が使われていた。一九〇七年（明治三〇）年の「新聞紙条例」改正はひとつの画期であり、行政処分と司法処分の分離、また取締内容の明確化がなされた。「新聞紙条例」の時代は、日本において最も取締りが寛大な時代であつた。しかし、曖昧な表現が使われた「出版法」に足並みを揃えたのか、新思想の勃興と個性の目覚めによつて治安が乱れる危険性があつたためか、一九〇九年（明治四二）年の「新聞紙法」では、発売頒布禁止の理由について曖昧な規定となつて取締対象が拡大し、検閲が厳格化する事態が生じた。

つまり、「新聞紙条例」による最も取締りが寛大な時代には「煤煙」の新聞上での連載は問題とされなかつたが、「新聞紙法」の公布によつて検閲が厳格化されると「煤煙」の単行本の発売は反対されることとなつた。

「それから」の初出は『朝日新聞』であり、「新聞紙法」と直接関わる。漱石が「それから」を書き始めたのは一九〇九年五月三十一日のことで、「新聞紙法」公布（一九〇九年五月六日）の直後である。漱石が「煤煙」の単行本の出版を警保局長に反対されたのも、この

付近の時期であると考えられる。漱石が「それから」を執筆するにあたって、「新聞紙法」の公布と「煤煙」の単行本発売反対は念頭にあったのではないだろうか。

「それから」の第六章一節には、新聞で連載されている「煤煙」という作品について門野と代助が話す場面がある。以下に引用する。

「何うも『煤煙』は大変な事になりましたな」と大きな声で云った。

「君読んでるんですか」

「江々、毎朝読んでいます」

「面白いですか」

「面白い様ですな。どうも」

「何んな所が」

「何んな所がつて。さう改まつて聞かれちや困りますが。何ぢやありませんか、一体に、斯う、現代的の不安が出てゐる様ぢやありませんか」

「さうして肉の臭ひがしやしないか」

「しますな。大いに」<sup>四一</sup>

この「現代的の不安」について、続く第六章二節では「仏蘭西文学に出てくる不安を、有夫姦の多いためと見てゐる」、また、心中未遂事件を断行した「煤煙」の主人公よりも「これを断行するに躊躇する自分の方にこそ寧ろ不安の分子があつて然るべき筈だ」と述べられている。代助が「煤煙」の主人公を評するこの場面について、仲

正昌樹<sup>四二</sup>は『それから』は『煤煙』の恋愛幻想から一步抜け出した思<sup>ママ</sup>つてゐる読者としての主体が、今度は自らが物語の主人公になるというアイロニカルな事態を描いた作品である」と述べている。第六章二節で『煤煙』の主人公について考えている時に述べた「誠の愛で、已むなく社会の外に押し流されて行く」というのが代助のその後の在り方を予言する役割を果たしているということである。

「肉の臭ひ」は、肉感的な表現のことであると思われる。「煤煙」には、「女は炎のやうな息を吐いて、身を悶えて擦りつけた。その度に髪の毛が要吉の頬を撫でる。少時黙つて肩で息してるかと思ふと、つと声を放つて泣く。要吉は脣を押附けて、堅くその泣く音を塞いだ<sup>四三</sup>」など、肉体の接触が直接書かれている。婚姻関係に無い男女のこうした描写が検閲官に「風俗壊乱」にあたると見なされたと考えられる。

「それから」では、こうした描写は見られない。その事について、千種キムラ・ステイブン<sup>四四</sup>は次のように述べている。

『それから』が検閲を逃れたもう一つの理由としては、代助と三千代の恋愛が、あくまでも心の結びつきを中心としたプラトニックな関係に終始していることがあげられると思う。代助が三千代に愛を告白する場面でも、二人は互いの顔を見詰めあうだけで手も握らないという清さを保ち続ける。とはいへ、漱石は「所謂恋情なるものより、両性的本能、即ち肉感を引き去るの難きは明らかなり」と考えていたから、二人の間にも性的欲望があることをきちんと描いてはいる。しかしそれは代助が



アマランスの赤い花の「ひよろ長い雄蕊の頂きから、花粉を取って、雌蕊の先へ持つて来て、丹念に塗り付けた」(四)り、美千代が「百合の花」の「甘たるい強い香」(十)を身を寄せて嗅ぐことなどを通して、象徴的に語られている。こうした描写方法ももちろん検閲をさけるために違いない。

「それから」の中で姦通へのベクトルが書かれている男女の関係は、あくまでもプラトニックなものであり、肉体関係の描写が排除されているからこそ、「有夫の婦人が、其の夫にあらざる男と通ずること」である姦通にはならない。姦通に対する国家の目が厳しくなった上、検閲も厳格化された中で、精神的な結びつきに終始することによって「それから」は検閲を避ける事ができたのだろう。

先に引用した『煤煙』の序の中で、漱石は「煤煙」の単行本発売について「書肆も無論賛成で既に印刷に回して活字に組み込もうと迄した位である」、「万一を慮つて」警保局長に「煤煙」の発売が可能か確認しに行ったと述べている。警保局長に出版を反対されるまでは、漱石は「煤煙」に書かれた程度の肉感的な描写では確実に問題があるとは思っていなかったということである。「煤煙」の単行本の出版を警保局長に反対されるという経験を経て検閲の厳格化を実感したからこそ、漱石は「それから」を「肉の臭ひ」を排除した作品にして、検閲を避けることに成功したのではないだろうか。

なお、「それから」が検閲を逃れた一つ目の理由として千種キムラ・ステイブンが挙げているのは、「三四郎」との連携である。「三四郎」で軽いタッチで姦通罪批判を繰り返すことによつて読者の間に姦通に寛容な精神風土を生み出そうとしたのではないかとい

う事と、「三四郎」の続編として「それから」を捉えると好きな相手と結婚できなかった男の恋の続きを読者は同情心から肯定的に受け入れやすくなっていたと考えられる事を指摘している。

### 三 「それから」と「行人」

「それから」では「肉の臭ひ」を徹底的に避けた漱石だったが、「行人」では姦通へのベクトルが書かれている男女の危うい場面がある。

「行人」のあらすじは以下の通りである。長野家に同居する遠縁の娘、貞の縁談の使者として大阪を訪れた二郎は、胃病で入院した友人の三沢を看護する傍ら異性をめぐり嫉妬心を募らせていった後、彼に「早く帰つて来て頂戴ね」と言い続けたという精神病の娘さんの話を聞く。大阪へやつて来た母や兄夫婦とともに和歌の浦へ旅立ち、妻の直が二郎に惚れているのではないかと疑う兄・一郎から彼女の節操を試すことを依頼された二郎は、偶然的の悪天候のために直と和歌山で一夜を過ごすことになった。直について一郎に報告する事を引き伸ばした挙句、彼の疑いを幻と決めつけたために怒鳴りつけられ、家の居心地が悪くなった二郎は長野家を出る。下宿を訪れた直の話から一郎の精神異常を懸念し始め、彼を親友のHさんに旅行へ誘い出してもらった二郎のもとに、旅先のHさんから一郎の近況を知らせる手紙が届く。その中には旅行中の兄の苦悩が、Hの目を通して詳しく書かれていた。

「行人」の三十五〜三十八節では、一郎に妻の直の節操を試してもらいたいと頼み込まれた二郎と直の、嵐の中で停電した旅館の暗

闇の中で妖しい雰囲気が漂っている様子が書かれている。「嘘だと思ふなら此処へ来て障つて御覧なさい」(三十五)は挑発的であるし、「是から二人で和歌の浦へ行つて浪でも海嘯でも構はない、一所に飛び込んで御目に懸けませうか(三十七)は心中を仄めかしている。それだけでなく、「死ぬ事丈はどうしたつて心の中で忘れた日はありやしないわ。だから嘘だと思ふなら、和歌の浦迄行れて行つて頂戴。屹度浪の中へ飛び込んで死んで見せるから」(略)「あなた昂奮々々つて、よく仰しやるけれども妾や貴方よりいくら落付いてるか解りやしないわ。何時でも覚悟が出来てるんですもの」(三十八)と死ぬ覚悟があることを伝える場面もある。

このように、女が姦通に対して積極的であり、死ぬ覚悟までしているという点は、「それから」と共通している。三千代は「此間から私は、若もの事があれば、死ぬ積で覚悟を極めてあるんですもの」(十六章三節)という決意を代助に告げる。第一章で触れたように、当時の検閲は姦通の直接的な描写だけでなく、姦通を賛美する作品を問題視していた。細田民樹は自分の作品が発売頒布禁止になった理由について主人公が姦通を肯定も否定もしていないところが問題だったと分析した。そのような状況で、「死を覚悟するほど姦通に対して積極的な女」は危うい描写ではなかったのだろうか。

まず、「それから」については、三千代が死ぬ覚悟があることを述べた十六章三節で、「三千代は病気で「永く生きられる身体ぢやない」からこそそういった台詞が出てくる事が書かれている。それ以前には、「天意には叶ふが、人の掟に背く恋は、其恋の主の死によつて、始めて社会から認められるのが常であつた」(十三章九節)と、姦通罪で罰せられる夫以外の男との恋は、その妻が死ぬことによつて世

間から認められるものとなるという見解が述べられている。漱石は、三千代が「死」に近い状態だからこそ危険が伴う姦通に積極的であるとすることによつて、「認められる姦通」にしようとしたのではないだろうか。実際に、第一章で触れたように「姦通した本人を作者は殺してゐない」という検閲当局の発売禁止の理由は存在した。一方、「行人」の場合は「それから」とは違い、女が姦通に対して積極的であることと、危うい描写があることの二つの問題となりうる要素がある。

直が姦通に対して積極的である事については、対照的に二郎が姦通に対して消極的である。それは直に「大抵の男は意気地なしね、いざとなると」(三十七節)と言われるほどであり、読み手にも二郎は思い切つた行動に出ることは無かつたのだろうという印象を与える。

二郎が消極的である事について、相良英明<sup>四五</sup>は次のように述べている。

何故二郎はそれほど怯えたか。そこに漱石の仕掛けがある。

それは、近親相姦になってしまうことである。それは二郎が兄に「第一嫂さんじゃありませんか」と言うようにきわめて強いブレイキとなつてゐる。

姦通は法律に違反する行為であるという意識以外に、相手は血は繋がっていないが家族であるという意識が二郎を臆病にさせた。これは「それから」には無い要素である。「肉の臭ひ」がする危うい描写がある作品だったからこそ、漱石は身内であるが故の忌避感を書

き、二人は姦通していないと確信させることによって安全な作品にしたのではないか。一方で、二人が一夜を過ごした直後の三十九節には「車夫は土間から表に出た我々を一目見て、すぐ夫婦ものと鑑定したらしかつた」といった思わせぶりの描写もある。

「それから」では三千代が死を覚悟するほど姦通に積極的なのは死が近いからであるとし、「行人」では姦通に積極的な直と対照的に二郎が消極的であり、その理由として「家族である」事を用意した。このように、同じ姦通へ向かうベクトルを書いた作品でも異なるアプローチが行われ、検閲官に問題視されないような作品に仕上げられている。

次に、第一章で取り上げた「新聞紙法」が公布された直後に発売頒布禁止となった「姉の妹」と、漱石作品を比較する。第一章で触れたように「姉の妹」には具体的な姦通の描写は無い。しかし、姦通があつたと思わせる描写はある。それは、妹のお兼が薬屋へ行つて「万一の用心に「月さらへ」を一服買った。次手に忍冬を一袋。其れの煎汁を毒消しだと云つて、姉の家の女が皆呑んで居るのを思出したのであつた<sup>四六</sup>。」という場面である。「月さらへ」とは、「女子が月経の滞りを通じるために使用する薬<sup>四七</sup>」である。また、八切止夫<sup>四八</sup>は「現在の経口避妊薬ですか中絶薬ですか・・・江戸期までは「月さらえ御くり」の名で馬琴の本にも広告があるくらい流布していました」と述べている。これは歴史小説での記述だが、この薬を飲む前夜にお兼が妊娠する悪夢を見る描写があるので、中絶薬として使つたと思われる。つまり、中絶する必要のある行為をしたと示唆されているという事である。これは漱石の姦通へ向かうベクトルを書いた作品とは異なる点である。もう一つの相違点は、女が姦

通へ向かう理由である。漱石作品、特に「それから」では三千代は代助に恋をしている。一方で、「姉の妹」のお兼は金に困つていたところを姉にそのかさされて座敷に出るようになった。金のために体を売るのが夫以外の男に恋をしているわけではない妻と、夫以外の男と「誠の愛」を育んだ妻では、前者の方が不道徳だと判断されたのかもしれない。

これまでは「それから」を中心に見てきたが、その続編という説もある「門」にも検閲に対する意識は見られるのだろうか。

#### 四 「それから」から「門」へ

「門」のあらすじは以下の通りである。宗助は、大学二年生の時に旧友・安井の内縁の妻と思われる御米と結婚し、その結果大学をやめざるをえず、実家や親類ともほとんど絶縁状態になった。社会から弾き飛ばされるように広島、福岡へと渡り、今は友人の配慮で東京の役所に職を得て、山の手の奥の借家でひっそりと暮らしている。一人は穏やかに幸せに暮らしていたが、三度子供を失つており、御米はかつての罪が祟っているから子供は決して育たないと宣告され、このことが彼女の心に重くのしかかっている。長男の宗助は父の遺産整理を叔父の佐伯に託し、弟・小六の面倒も叔父夫婦に任せていた。ところが叔父が死に、宗助夫婦が高校生の小六を引き取ることになる。気苦労の多い弟との同居のためなどで、御米は寝込んでしまう。大事にはならなかったが、やがて安井の消息が届き、坂井の弟とともに帰京していると聞く。不安を覚えた宗助はそれを御米に告げず、ひとり不安に悩みながら鎌倉への参禅に打開の道を探

ろうとするが、結局悟ることはできず帰京する。しかしすでに安井は満州に帰り、小六の問題も坂井の書生になることが決まっております。二人には安定が訪れ、御米は春が来たことを喜ぶが、宗助はじきに冬になると答える。

「門」は安井と御米の関係が明確に書かれていないので姦通とは言えないが、「それから」の続きと捉えることによって宗助と御米は姦通によって結ばれた夫婦だという見方もある。千種キムラ・ステイーブン<sup>四九</sup>は次のように述べている。

漱石は『それから』の予告で、『三四郎』『それから』『門』は三部作だと示唆したが、研究史をひもとけば、三部作ではないとする解釈の方が多い。そのためか、出版される場合も、三作が一緒に収録されることは稀であった。しかし現実には、第二部で分析したように、野々宮宗八に結婚の意志がないと知って絶望し、兄恭助のもう一人の友人と結婚する美禰子と、代助に見捨てられたと思つて兄菅沼のもう一人の友人平岡と結婚する三千代は重なりあう部分が多く、『それから』という題自体も、『三四郎』の続編であることを物語っている。そして美禰子が口にする「われは我が愆を知る。我が罪は常に我が前にあり」（十二）という言葉も、姦通を犯して生まれた子が死んだダビデが口にするもので、これは『門』で、姦通を犯して結ばれた宗助と御米の間には子供が育たず、易者に「貴方は人に対して済まない事をした覚えがある。其罪が崇つてゐるから、子供は決して育たない」（十三）といわれることにつながっている。また、（姦通を犯すもの）というイメージをあたえられた野々宮宗

八と、現実に姦通を犯す長井代助、野中宗助の間には命名法の関連もあり、三部作であることを裏書きしている。

「三四郎」の中に既に「門」を思わせる言葉があったことが指摘されている。最後に述べられた命名法については、「三四郎」の「宗八」の「宗」の字と「それから」の「代助」の「助」の字を合わせ「門」の「宗助」が名付けられたことである。また、冒頭で言及されている夏目漱石「新小説予告 それから<sup>五〇</sup>」を以下に引用する。

色々な意味に於てそれからである。「三四郎」には大学生のことを描たが、此小説にはそれから先のことを書いたからそれからである。「三四郎」の主人公はあの通り単純であるが、此主人公はそれから後の男であるから此点に於ても、それからである。此主人公は最後に、妙な運命に陥る。それからさき何うなるかは書いてない。此意味に於ても亦、それからである

この「それからさき何うなるか」が「門」であるという解釈である。「門」が発表された当時から、「門」は「それから」の続きだという解釈はある。谷崎潤一郎<sup>五一</sup>は一九一〇年九月に次のように述べている。

「それから」は代助と三千代とが姦通する小説であつた。「門」は姦通して夫婦となつた宗助とお米との小説である。此の二篇

はいろいろの点から見て、切り放して読む事の出来ない理由を持つて居る。勿論先生は其の後の代助三千代を書く積で、「門」を作られたのであらう。

過去をほのめかす描写の中でも、早い段階で「門」は「それから」の続きではないかと感じられるのは、四章の「そうして二人が黙つて向き合つていると、いつの間にか、自分達は自分達の拵えた、過去という暗い大きな窖の中に落ちてゐる」、「宗助はあんな事をして廢嫡に迄されかかつた」である。「廢嫡」について、玉井敬之<sup>五二</sup>は次のように解説している。

旧民法（明治三十一年施行）第五編第九七五条に「法定ノ推定家督相続人ニ付キ左ノ事由アルトキハ被相続人ハ其推定家督相続人ノ排除ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得」として「三 家名ニ汚辱ヲ及ホスヘキ罪ニ因リテ刑ニ処セラレタルコト」とある。この適用はかなり厳格であつたらしく、家督相続人が家名を汚す罪を犯しただけでは十分ではなく、刑に処せられたことを必要とするのが当時の学説や判例の大勢であつたようである。宗助の場合「廢嫡」云々は法的なものであつたというよりも、親族間での事件であつたと思われ。

つまり、厳格な法律が適用されることはなかつたが、親に縁を切りたいと思われたということである。「廢嫡に迄されかかつた」という言葉は、「それから」の最後で平岡から三千代との関係を聞いた父にこれ以降は子としても取り扱わないし親とも思つてくれるなど兄

を通して告げられ、兄にももう会わないと言われた代助を連想させる。

## 五 其他の新聞記事との関わり

「門」を「それから」の続きと捉えようと、姦通によつて結ばれた二人の物語となり「姦通賛美」にならないかという問題と関わつてくると思われる。「門」と検閲との関わりについて、千種キムラ・ステイブン<sup>五三</sup>は次のように述べている。

漱石は『それから』では、姦通罪に「人の掟」というばかりした表現をもちいるなどして、主人公代助の親友の妻三千代への愛を苦心して描かねばならず、最後には代助は家族に勘当され、社会からも迫害されるであろうことを暗示し、姦通賛美にならないように気を配っている。また『門』では、姦通で結ばれた宗助とお米が世間の目を気にしながら、ひっそりと暮らしている姿を描き、二人の間に生まれた子供が育たないのは、お米の夫安井にたいして、二人がすまないことをしたからだ、易者にいわせている。漱石の作品には、このように検閲を避けるための妥協もある。

この論は「門」の単行本には確かに当てはまるが、初出の新聞では、罰が与えられていると明かされる前に問題があると判断される可能性はなかつたのだろうか。千種キムラ・ステイブンが検閲に引つかならなかつた要因として挙げている「子供」に注目したとこ

ろ、易者に「貴方は人に対して済まない事をした覚えがある。其罪が崇つてゐるから、子供は決して育たない」と言われる十三章よりも前の六章一節に「お米、お前子供が出来たんじゃないか」と笑ひながら云つた」という文がある。ここでは二人の間に肉体関係があると察せられるのみで、二人の間に子供が育たないという罰については分からない。

一九一〇年三月二十八日の「門」六章一節の二つ前の記事に、桐生悠々の「風俗壊乱罪<sup>五四</sup>」という記事がある。これは第二章第一節で触れた、漱石が主宰する「文芸欄」の記事である。以下に一部を引用する。

法律上の風俗壊乱罪には、別に其行為の結果、風俗を壊乱した事実のあることを必要とせぬ。唯当局が見て以て風俗を壊乱する虞ありとする行為又は事実があれば、夫で足りるのである。随つて其題目の選択如何は此罪の成立条件に何等の關係を有して居ない。故に『吉原』の事を書かうが、『密売婦』のことを書かうが、或は正当な夫婦間の情交の事を書かうが、『お隣は妻君に岡惚する事』を書かうが、苟くも其筆にして風俗を壊乱するの虞がなければ、風俗壊乱罪なるものは成立せぬ。これに反して作者が尋常茶飯の事を思つて書いた事でも、其処に風俗を壊乱するの形跡が存して居れば、立派に本罪は成立するのである。而して此場合に於ける風俗壊乱の形跡の有無は、一にこれを当局の常識と良心との鑑別に俟つの外はない。語を換て言へば、人類の約束に反する性欲の描写と然らざる性欲の描写との鑑別は、当局の常識と良心とに依頼するより外はないのである(略)

但し此処に恋と云うのは文芸論に所謂プラトニツクのものではなくて、進化論に所謂ゼレレーションを予想する恋であることは言うまでもないことである。

「ゼレレーションを予想する恋」とは、ジエネレーション、つまり次世を産む、肉体関係がある恋のことを指している。この記事には第一章で引用した永井荷風や谷崎潤一郎の言説のように、明確な基準が無く検閲官の裁量によつて下される発売頒布禁止処分に対して批判的な内容が綴られている。検閲官は「門」六章一節を読む直前にこの記事を読んだと考えられるのである。第三章第一節で述べたように、「門」六章一節以前の四章で既に「それから」の最後を連想させる場面があり、それは二人への罰について明確に述べられる十三章よりも前である。漱石には、この記事によつて検閲官を牽制する意図があつたのではないだろうか。

この記事を書いた桐生悠々(一八七三・一九四二)は、石川県出身のジャーナリストである。明治末から昭和初期にかけて、反権力・反軍的な言論を繰り広げた。一九〇七年に大阪朝日新聞に入社し、一九〇八年には大阪通信部の一員という肩書き付きで東京朝日新聞社内で勤務した。悠々は記者としてだけでなく作家としても活動しており、この時期だけでも一九〇八年に『新小説』に小説「桃の花」、『新声』に小説「属官」、一九一〇年に『新小説』に小説「同窓」を発表している<sup>五五</sup>。同時期に東京朝日新聞社に在籍し、作家かつ記者であることが共通していたためか、夏目漱石とはプライベートでも交流があつた。一九一〇年十二月、突然首に激痛が走つて入院した悠々は次のような病床日記<sup>五六</sup>を残している。

夏目漱石君は僕が此頃入院したと聞いて、早速電報を以て病氣を見舞つてくれた。又此男の几帳面の事つたらない。義理の堅い事つたらない。其処で、僕も早速電報を以て其見舞を謝した上で、

リュウマチで首の廻らぬ師走哉

と云う俳句を送つてやった。大方今頃は此電報を受け取つて破顔一笑していることだろう。

悠々は、一九一〇年九月には信濃毎日新聞に移り、主筆に就任した。着任と同時に設けられたコラム「二三子」欄には、社説にすらもりこめない問題を寸評として引き受けた。着任の翌々日の一面に「京都で社会主義者狩」という記事が載つたのにかこつけて、「二三子」欄で大逆事件などの社会主義に関する報道規制について悠々は次のように述べている。

新聞の記事について警察部長から直接に注意したいことがあるから九日午前十時出頭しろと云う書面が来たので何の事かと警察部に出頭して見ると、幸徳秋水の公判を新聞に書いてはならぬと云うことだ。何の事だい馬鹿々々しい。

現内閣はソナナに社会主義が恐ろしいのか。多寡が知れた一幸徳秋水の為に態々地方の新聞まで手に入れようとする狼狽え方は余所の見る目も可愛相な位だ。哀願を容れて公判の記事は書かぬとしようが、扱て戸は立てられぬ世上の口じゃわい。

二三子は後の世の物語もと思つてここに大書して置く。明治四

十三年十一月九日、社会主義者幸徳秋水等の予審決定す、内閣狼狽して常識を失う。五七

検閲に引つかかるので記事にできないからコラムに書いたということである。地方新聞だから書いたのかもしれないが、挑戦的な文章である。

夏目漱石とプライベートでも交流があり、権力に迎合せず立ち向かう姿勢を見せ、検閲に対して挑戦的な文章も残している悠々が、検閲官に対するメッセージとして「風俗壊乱罪」を書いた可能性もあるのではないか。

漱石がどのように朝日文芸欄を担任していたかについては、「草平氏の論文に就て<sup>五八</sup>」という記事からその一端が窺える。以下に引用する。

余は文芸欄の担任記者として、欄内に掲載する文字には大抵眼を通してゐるが、草平氏の原稿が後れた為通読の機会を得ずして、すぐに直接に編輯へ廻されたため、つい斯云ふ事を公ににいふ様になつた。それでなければ以上の諸項に就て一々氏と押問答をして裏面で埒を明ける筈であつた。

漱石が記事の内容を依頼することがあつたかどうかは分からないが、少なくとも原稿が遅れない限りは漱石が事前に文芸欄の記事に目を通していたことが分かる。

「門」と他の新聞記事の関わりについての先行研究は、小森陽一／五味渕典嗣／内藤千珠子の「新聞のディスクール分析へ」新聞小

説『門』を媒介にして」が挙げられる。その中で、新聞に載っていた伊藤博文暗殺事件を受けて御米がなぜ彼は殺されたのかと宗助に尋ねる場面について、小森陽一<sup>五九</sup>は次のように述べている。

実は『門』の連載がはじまる直前の一九一〇年二月十四日、安重根の死刑判決が確定した後に、「どうして」伊藤博文が安重根に殺されたのか、という、お米の疑問に答えようような情報<sup>六〇</sup>が、裁判における安重根の供述書の紹介を通して、初めて一般の新聞読者には明らかにされることになったのである。そして、安重根に対する旅順監獄での死刑が執行されたのは、『門』の連載がはじまった後の、一九一〇年三月二十六日、伊藤博文暗殺の五ヶ月目の命日だった。その意味で、お米の問いかけは、同時代の読者にとってみれば、ほとんど同時進行的な関心事だったといえよう。

この場面では、一九〇九年十月二十六日に起きた伊藤博文暗殺事件の号外が配られたのが五、六日前でありこの日が曜日と特定されているので、一九〇九年十月三十一日であることが分かる<sup>六一</sup>。一方で、事件が起きた直後に関心が集まっていたのは暗殺に至るまでの事実経過が中心となっており、御米の投げかけたなぜ殺されたのかという疑問は、作中の時系列よりも現実世界に即したものであったということである<sup>六二</sup>。当時の新聞記事の内容をそのままぞろののではなく、同時代の関心に合わせた言及がされており、単に作中の時系列を示すのに留まらず、「今の読者」に対する意識が窺える。この他にも、同論文では内藤千珠子<sup>六三</sup>が新聞広告と御米の書かれ方と

の関連性について次のように述べている。

彼女の身体は、一貫して血色の悪さや病み易さといった病の隠喩体系のなかで表現され、(略)御化粧する場所であった桑の鏡台を置く六畳が、義理の弟・小六の同居により取り上げられてしまうと、結果としてお米の身体は、居場所を奪われ、さらに健康から遠のくこととなるが、こともあろうにお米は小六その人から、血色の悪い肌をいろうどるべく、化粧品「倶楽部洗粉」を贈られもしている。そうしたお米の身体は、実のところ、当時の新聞言説のなかに編み上げられた女性表象の結節点に位置するものにほかならない。

その時代、女性の身体は子宮と皮膚とによって描きなされていた。『門』掲載前後にあたる時期の新聞を繰ると、いたるところに、あたかも新聞記事そのものといった体裁を装った「子宮血の道」治療薬に関する広告記事と化粧品をめぐるそれとが散見され、両者はともに女性を消費者として設定され、構成された二大商品とみることができる。

このように、「門」には当時の新聞記事や広告を読者に想起させる手法が何度も使われていた。

また、第二章第一節でも触れたように、こうした他の新聞記事との関わりは「それから」でも見られる。冒頭で代助が読む新聞に出てくる、姦通罪が施行されていた旧民法下の制度を反映した「男が女を斬つてゐる絵」である。

以上より、「門」で子作りが示唆された回と同じ紙面の「文芸欄」



にあった桐生悠々「風俗壊乱罪」という記事は検閲官に対するメッセージであり、姦通へ向かうベクトルを何度も書いてきて、他の新聞記事と小説とを問わずらせたきた漱石の、検閲を掻い潜るための戦略の一つであったと考える。

## おわりに

近代日本の姦通に対して厳しい検閲の中で、漱石は何度も姦通へ向かうベクトルを書いた。作品を発売頒布禁止にされてしまった作家と漱石の違いは何だったのか。一九〇九年五月六日に「新聞紙法」が公布され、検閲が厳格化した直後に書かれた小栗風葉の「姉の妹」は姦通を題材としていたために発売頒布禁止となった。しかし、この作品には具体的な姦通の描写は無い。女が中絶薬と思われる物を口にする描写などから推し量ることができるだけである。

「姉の妹」の書かれ方とその発売頒布禁止の約一ヶ月後から連載が始まった漱石の「それから」の書かれ方との間には大きな違いがある。それは心と体のどちらの清さを守らせるかである。「姉の妹」では、夫も子供もいるからと客の相手をするのをお兼が断ろうとしたら、「何が気恥しいものかね。是が色恋の沙汰ぢや無しさ、稼んだもの<sup>六三</sup>」と言われる場面がある。さらに、お兼の夫は自分に嫌気がささないか聞いてきたお兼に対して「夫婦はお前、情愛で持つてるものさ。心さへ変らねば情愛に变りは無い……<sup>六四</sup>」と答える。夫は妻が何をしていたのか察していたかどうかは分からないが、この台詞は作品の中ではお兼を擁護する役割を果たしていると思われる。お兼は体を売ったが、夫以外の男と恋愛をしていたわけではない。

一方で、「それから」は「誠の愛で、已むなく社会の外に押し流されて行く」ことになる二人を書いたものである。体の関係は全く書かれていないが、妻が夫以外の男と恋愛する様子が書かれている。「姉の妹」が発売頒布禁止となり、「それから」は検閲に引っかかるなかったのは、検閲官が肉体関係の有無を重視したからだと思われる。「姉の妹」の書かれ方は、夫が許しているなら問題は無いという捉え方もできるが、この作品は心さえ夫に向けたままなら姦通は許される行為だと書かれていると受け取ることもできる。つまり、姦通を容認していると捉えられる危険性がある。作者は前者のつもりだったのかもしれないが、検閲官は後者の受け取り方をしたのではないか。お兼への擁護が意図的だったかは分からないが、心の清さを主張して肉体関係を匂わせるという手法をとった小栗風葉は検閲を掻い潜ることが出来なかったのである。

他の作家ももちろん検閲を意識していたと思われるが、当時は検閲が厳格化されたばかりで、何をどう書いたら検閲に引っかかるのかという判断が難しかったのではないだろうか。検閲についての言説から分かるように、具体的な基準は明かされていなかった。そんな時に、漱石は「煤煙」の単行本の出版を警保局長に反対されるという経験をする。「煤煙」には肉感的な表現が含まれるが「新聞紙条例」の時は問題とされず、漱石も万一を慮って警保局長に確認したが単行本発売には賛成していた。「煤煙」の発売反対を経験した直後に書かれたと考えられる「それから」に肉感的な表現が無い事から、どのくらいの事を書けば発売頒布禁止になる可能性があるかという具体例を知っていた事は、漱石が検閲を掻い潜った要因の一つであると考えられる。

「それから」の続編という解釈もある「門」の先行研究では、姦通の末に結ばれた男女の間には子供が産まれないという罰を与えることによって検閲官が問題視する姦通賛美になることを避けているという指摘がある。しかし、それは単行本に当てはまる話であつて、初出ではその罰が明かされる前に「お米、お前子供が出来たんじゃないか」という台詞がある。これだけでは二人に肉関係があると分かるのみである。その回の「門」と同じ紙面には、漱石が主宰する「文芸欄」に桐生悠々の「風俗壊乱罪」という記事が掲載されていた。明確な基準がなく検閲官の裁量によって下される発売頒布禁止処分に対して批判的なこの記事を、検閲官は「門」を読む直前に読むことになる。桐生悠々が夏目漱石とプライベートでも交流があり、検閲に対して挑戦的な文章を残しているジャーナリストであつたことを考慮すると、「風俗壊乱罪」という記事が検閲官に対する牽制だつた可能性がある。

漱石が検閲を掻い潜つた事についての先行研究では、夫婦の間には子供が産まれない罪など作品内の要因の指摘が中心だったが、本稿ではそれらを踏まえた上で、検閲の厳格化を実感する経験と他の新聞記事との関わりという作品外の要因を指摘した。

- 一 上田萬年・松井簡治『大日本国語辞典 第一巻』（富山房・金港堂、一九一五年十月）
- 二 夏目漱石「三四郎」『東京朝日新聞』『大阪朝日新聞』一九〇八年九月一日〜十二月九日
- 三 夏目漱石「それから」『東京朝日新聞』『大阪朝日新聞』一九〇九年六月二七日〜十月四日
- 四 夏目漱石「門」『東京朝日新聞』『大阪朝日新聞』一九一〇年三月一日〜六月二二日
- 五 夏目漱石「行人」（友達）「兄」（扁つてから）『東京朝日新聞』『大阪朝日新聞』一九二二年二月六日〜一九二三年四月七日。その後、胃潰瘍発病のため五カ月の中断。（塵勞）『東京朝日新聞』一九一三年九月一六日〜一月一五日。『大阪朝日新聞』では九月一八日〜二月一七日）
- 六 小栗風葉「姉の妹」『中央公論』一九〇九年六月）
- 七 紅野謙介「検閲と文学」『河出書房新社、二〇〇九年十月、三三頁）
- 八 『法令全書』（独立行政法人印刷局、一九〇九年五月）
- 九 紅野謙介「検閲と文学」一九二〇年代の攻防』（河出書房新社、二〇〇九年十月、十五、十六頁）
- 一〇 紅野謙介「検閲と文学」一九二〇年代の攻防』（河出書房新社、二〇〇九年十月、四一頁）
- 一一 城市郎「定本 発禁本 書物とその周辺」平凡社、二〇〇四年四月、四五、一六四頁）
- 一二 同右、二一九頁
- 一三 坂爪真吾「はじめての不倫学 「社会問題」として考える」(光文社、二〇一五年八月、七六頁)
- 一四 『法令全書』（独立行政法人印刷局、一八八〇年七月）
- 一五 『法令全書』（独立行政法人印刷局、一九〇七年四月）
- 一六 フロオベル著中村星湖訳『ボヴリイ夫人』（早稲田大学出版部、一九一六年六月）
- 一七 城市郎「発禁本・秘本・珍本——城市郎コレクション」(河出書房新社、二〇〇九年十一月、一〇一頁)

- 一八 矢澤孝子『かへで』(田中書店、一九一〇年十月)  
 一九 城市郎『定本 発禁本 書物とその周辺』(平凡社、二〇〇四年四月、一五  
 五頁)  
 二〇 武野藤介『男犯』(文芸日本社、一九二五年十二月)  
 二一 城市郎『発禁本・秘本・珍本——城市郎コレクション』(河出書房新社、二  
 〇〇九年十一月、三二九頁)  
 二二 藤森成吉『犠牲』(『改造』、一九二六年六・七月)  
 二三 城市郎『定本 発禁本 書物とその周辺』(平凡社、二〇〇四年四月、四八  
 頁)  
 二四 千草キムラ・ステイブン『源氏物語』と騎士道物語——王妃との愛』(世  
 織書房、二〇〇八年十一月、一九〇頁)  
 二五 紅野謙介『検閲と文学——一九二〇年代の攻防』(河出書房新社、二〇〇九  
 年十月、一一八頁)  
 二六 細田民樹『極みなぎ破局』(『新小説』、一九二〇年)  
 二七 城市郎『定本 発禁本 書物とその周辺』(平凡社、二〇〇四年四月、六六  
 頁)  
 二八 『官報』(大蔵省印刷局、一九〇九年六月)  
 二九 松本和也『明治四十二年・発禁をめぐる』(文学の再編成——小栗風葉「姉  
 の妹」を視座として)、『日本文学』五二(二〇〇三年六月、六四頁)  
 三〇 永井荷風「姉の妹」の発禁禁止に対する諸名家の意見』(『中央公論』、一  
 九〇九年七月)  
 三一 谷崎潤一郎『発禁禁止に就きて』(『中央公論』、一九一六年九月)  
 三二 永井荷風『歓楽』(易風社、一九〇九年九月)  
 三三 城市郎『定本 発禁本 書物とその周辺』(平凡社、二〇〇四年四月、三二  
 四頁)  
 三四 永井杜吉『荷風全集 第六卷』(岩波書店、一九九二年六月、四一五頁)  
 三五 千種キムラ・ステイブン『三四郎の世界 漱石を読む』(翰林書房、一九  
 九五年六月、二九三・二九四頁)  
 三六 大岡昇平『姦通の記号学——それから』、『門』をめぐる——『小説家  
 夏目漱石』、一九八八年五月、二六九頁)  
 三七 夏目漱石『煤煙』の序』(『東京朝日新聞』朝刊、一九〇九年十一月二十五  
 日)

- 三八 夏目金之助『漱石全集 第十六卷』(岩波書店、一九九五年四月、七一〇頁)  
 三九 森田草平『煤煙』(『東京朝日新聞』一九〇九年一月一日〜五月十六日)  
 四〇 宇野慎三『出版物法論』(巖松堂書店、一九二三年五月)  
 四一 夏目漱石『それから』(『東京朝日新聞』朝刊、一九〇九年七月二十三日)  
 四二 仲正昌樹『オートボーイエシスする文学』(『死の勝利』↓『煤煙』↓『それ  
 から』)の間テクスト性をめぐって(小森陽一・石原千秋『漱石研究 第十  
 号』翰林書房、一九九八年五月、九五頁)  
 四三 『現代日本小説大系 第十七卷』(河出書房、一九五一年十一月、一七五  
 頁)  
 四四 千種キムラ・ステイブン『姦通文学としての『それから』』(小森陽一・  
 石原千秋『漱石研究 第十号』翰林書房、一九九八年五月、一一六頁、一一  
 七頁)  
 四五 相良英明『夏目漱石の純愛不倫文学』(神奈川新聞社、二〇〇六年三月、六  
 〇頁、六一頁)  
 四六 小栗風葉「姉の妹」(小田切秀雄『発禁作品集』北辰堂、一九五六年六月、  
 一四四頁)  
 四七 『日本国語大辞典 第二版 第九卷』(小学館、二〇〇一年九月)  
 四八 八切止夫『信長殺し、秀吉ではない』(作品社、二〇一三年十月)  
 四九 千種キムラ・ステイブン『三四郎の世界 漱石を読む』(翰林書房、一九  
 九五年六月、二五二・二五三頁)  
 五〇 夏目漱石『新小説予告 それから』(『東京朝日新聞』朝刊、一九〇九年六  
 月二十一日)  
 五一 谷崎潤一郎『門を評す』(『新思潮』一九一〇年九月)  
 五二 夏目金之助『漱石全集 第六卷』(岩波書店、一九九四年五月、六四八頁)  
 五三 千種キムラ・ステイブン『源氏物語』と騎士道精神——王妃との愛』(二  
 〇〇八年十一月、世織書房、二二四頁、二二五頁)  
 五四 桐生悠々『風俗攘乱罪』(『東京朝日新聞』一九一〇年三月二十八日)  
 五五 井出孫六『抵抗の新聞人 桐生悠々』(岩波書店、一九八〇年六月、七五  
 頁)  
 五六 同右、九七頁  
 五七 同右、九三頁  
 五八 夏目漱石『草平氏の論文に就て』(『東京朝日新聞』朝刊、一九一〇年三月

一八日)

五九 小森陽一／五味潤典嗣／内藤千珠子「新聞のディスクリール分析へ 新聞小説『門』を媒介にして」(石田英敬・小森陽一『シリーズ言語態五 社会の言語態』精興社、二〇〇二年四月、十五頁)

六〇 同右、十四頁

六一 同右、十五頁

六二 同右、二九・三〇頁

六三 小栗風葉「姉の妹」(小田切秀雄『発禁作品集』北辰堂、一九五六年六月、

一三六頁)

六四 同右、一四四頁